

2018年の中国ロボット市場規模は87億ドル ～デジタル化、スマート化が方向

中国投資銀行部
中国調査室

メインピックス2

2018年の中国ロボット市場規模は87億ドル～デジタル化、スマート化が方向2

▶ IFR の統計によると、2012～2017年の中国ロボット市場規模の平均伸び率は31.3%となり、世界平均水準の17%を上回った。2018年の中国におけるロボット市場規模は87.4億ドルで、このうち、産業用ロボットは62.3億ドル、サービスロボットは18.4億ドル、特殊環境用ロボットは6.7億ドルとなっている。製造業グレートアップの影響を受け、2020年までに、産業用ロボットは依然として最大のシェアを占めるが、伸び率でみると、サービスロボットが最も高いと見込まれる。

人事労務コンサルティング情報/中智上海.....9

客観的状況の重大な変化に関するQ&A～9

▶ 『労働契約法』第四十条三項には、労働契約締結時に依拠した客観的状況に重大な変化が生じた場合、……労働契約を解除することが出来る、と規定しています。ここに規定する「客観的状況」とは、一般的に使用者と労働者の間で労働関係が成立した時点の客観的状況を指します。例えば、職位、労働条件、勤務地等がそれにあたります。「重大な変化」とは、これら「客観的状況」の変化により、もとの労働契約の履行に重大な支障が生じたり継続が出来なくなった場合を指します。それでは、具体的にどのようなケースが「客観的状況の重大な変化」にあたるのか？どのように証明すればよいのか？会員企業からの質問をもとに検討してみましょう。

君合の中国法コラム11

民事訴訟時効制度の改正及びその適用について11

▶ 2017年3月15日、民事に関する基本原則を定めた『民法総則』が全国人民代表大会において可決され、2017年10月1日より施行が開始された。『民法総則』は1987年から適用されてきた『民法通則』の規定を大幅に改正したものとなっており、なかでも最も注目を集めたのは、裁判所に権利保護のための訴えを提起できる訴訟時効の期間が、原則2年から原則3年へ延長された点であり、このことは経営者や法律家の間で大きな議論を巻き起こした。本稿では、『民法総則』及び2018年7月18日に最高人民法院が公布した『中華人民共和国民法総則』の訴訟時効制度の適用における若干の問題に関する解釈を踏まえて、『民法総則』における時効制度の改正点及び適用にあたってのポイントを解説する。

三菱UFJ銀行の中国調査レポート(2018年8月).....13

メインピックス

2018年の中国ロボット市場規模は87億ドル～デジタル化、スマート化が方向

中国のロボット市場は高速成長期にあり、産業用ロボットは6年連続で世界最大市場となり、サービスロボットは潜在需要が大きく、特殊環境用ロボットの応用シーンが拡大している。高齢化の加速や労働力コストの上昇を受け、省力化の勢いが増しており、製造業の自動化や高度化といった構造転換は産業用ロボットに対する巨大な需要を生み出した。また、人口知能(AI)、モノのインターネット(IoT)、ビッグデータなどの中核技術の発展に伴い、ロボット産業は新たな融合とイノベーションのブームを迎えている。

このほど北京で開催された2018年世界ロボット大会で、中国電子学会は「中国ロボット産業発展報告(2018年)」を発表した。同報告では、世界と中国におけるロボット産業の発展特徴と動向を紹介したうえ、産業規模と構造、イノベーション能力、産業集積、発展環境といった面から、長江デルタ、珠江デルタ、京津冀、東北、中部と西部など六大地域のロボット産業の発展と現状を分析した。

*以下全ての図表は中国電子学会、国家統計局、工業情報化部、IFRなどのデータを基に作成

I. 中国ロボット産業の発展と現状

応用場面別に、国際ロボット連盟(IFR)はロボットを産業用ロボットとサービスロボットに分類している。産業用ロボットとは、生産過程・環境において、自動制御によって人の代わりに単調・頻繁かつ重複的な長時間作業を行い、溶接、搬送、組立、包装、塗装、切断、洗浄ロボットなどが含まれている。サービスロボットとは、非製造業に用いられ、人に必要なサービスを提供する先進的なロボットであり、家庭用、医療用と公共サービスロボットが含まれる。公共サービスロボットとは、農業、金融、物流、教育など医学分野以外で人にサービスを提供するロボットを指す。特殊環境用ロボットとは、危険な環境または特殊な作業で人を代替するロボットを指し、軍用、極限作業用、レスキューロボットが含まれる。

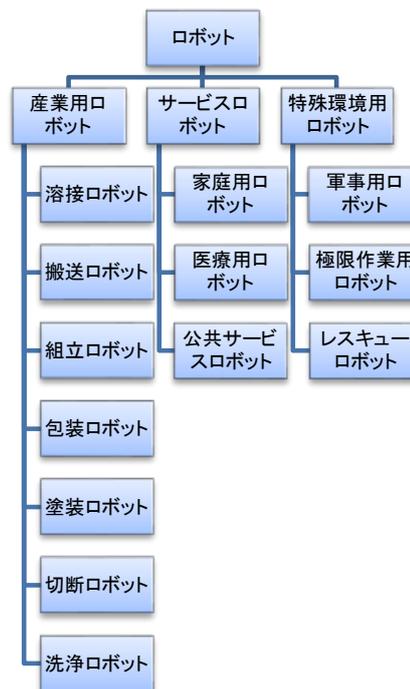
中国は自然災害や公共安全事件に対応する際、特殊環境用ロボットに対するニーズが高いため、同報告ではロボットを産業用ロボット、サービスロボット、特殊環境用ロボットの三つに分ける(図表1)。

産業用ロボット:国産化の加速

IFRの統計によると、2012～2017年の中国ロボット市場規模の平均伸び率は31.3%となり、世界平均水準の17%を上回った。2018年の中国におけるロボット市場規模は87.4億ドルで、このうち、産業用ロボットは62.3億ドル、サービスロボットは18.4億ドル、特殊環境用ロボットは6.7億ドルとなっている(図表2)。製造業グレードアップの影響を受け、2020年までに、産業用ロボットは依然として最大のシェアを占めるが、伸び率で見ると、サービスロボットが最も高いと見込まれる。

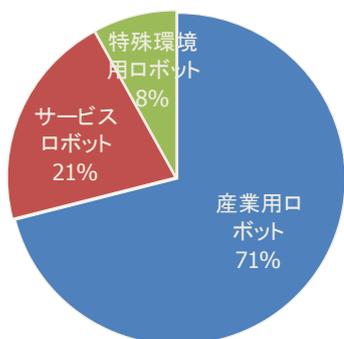
中国の産業用ロボット市場は世界全体の約三分の一を占めており、世界最大の産業用ロボットの応用市場である。生産製造のスマート化のニーズが高まり、産業用ロボットの市場ニーズが依然として旺盛である。2017年、中国における産業用ロボットの生産台数は前年比68.1%増の13万台、販売台数は同67.7%増の14.6

【図表1】用途によるロボットの分類

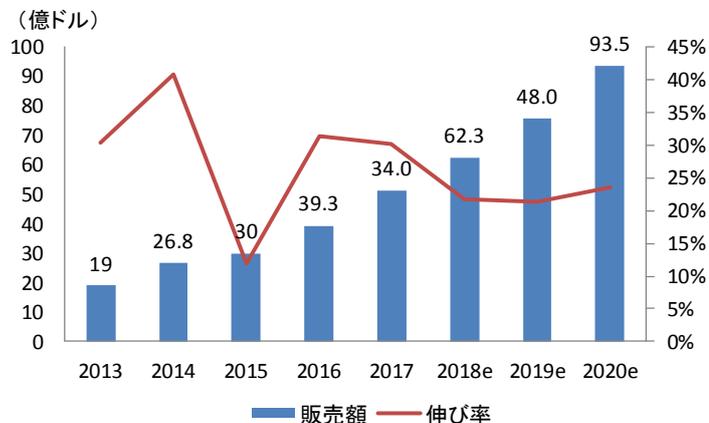


万台となり、引き続き高成長を保つ。2018年の販売台数は15万台を超え、市場規模は62.3億ドルに達し、2020年はさらに93.5億ドルに拡大すると予測される(図表3)。2017年、中国における産業用ロボットの販売台数が1,000台を超えた企業は26社、うち国内メーカーは11社で、販売台数は同73.2%増の1.9万台、外資メーカーは15社で、販売台数は同67%増の10.8万台となった。

【図表2】2018年中国ロボット市場規模の構成



【図表3】中国産業用ロボット販売額の推移

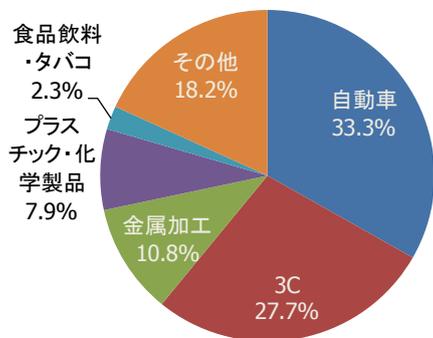


製造業自動化の指標とされるロボット密度をみると、2016年、中国における産業用ロボット密度は労働者1万人当たり68台と、世界23位である。平均水準の74台を下回ったが、2017年のロボット密度は1万人当たり88台と、初めて世界平均水準を超えると推計される。

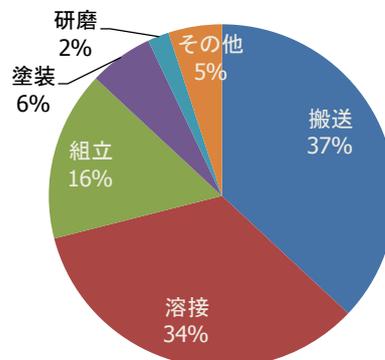
ロボット三大基幹部品である減速機、サーボモーター、コントローラの国産化は中国ロボット産業発展の重点であり、奨励策、市場ニーズの拡大により、国内ブランドの成長が加速している。2017年、世界減速機市場の供給不足を背景に、中国の減速機メーカーの販売量が急増し、蘇州緑的、南通振康などの出荷量は100%以上の急増が実現した。サーボモーター市場で匯川技術、埃斯頓などの企業の国産化が進んでいる。コントローラ市場で成都卡諾普が市場シェアの45%を占めているほか、埃斯頓、埃夫特は世界大手企業の買収により市場参入を果たした。

2017年の産業用ロボットの応用業界は、自動車最大の33.3%、3C(コンピュータ、携帯電話、家電)が27.7%で、応用分野は、搬送(37%)、溶接(34%)、組立(16%)がトップ3である(図表4、5)。環境保護や民生問題に対する注目度の向上に伴い、自動化、グリーン生産を実現する手段として、プラスチック、ゴムなど高汚染業種および食品飲料・タバコにおけるロボットの応用が拡大しており、環境汚染の減少、食品・薬品安全の保障に重要な役割を果たしている。

【図表4】産業用ロボットの応用業界



【図表5】産業用ロボットの応用分野



サービスロボット: 家庭用が主な分野

2017年末時点、中国の60歳以上の人口は2.4億人と、総人口の16.7%を占めている。高齢化の加速および医療、教育、娯楽といったニーズの多様化により、サービスロボット市場の潜在的成長力が大きいと見込まれる。2018年の中国におけるサービスロボット市場規模は、前年比43.9%増の18.4億ドルとなり、うち、家庭用、

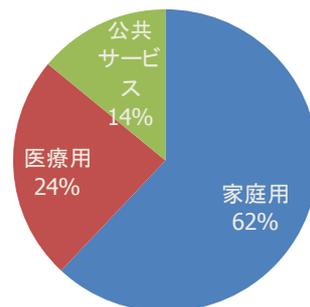
医療用と公共サービスロボットの市場規模はそれぞれ 8.9 億ドル、5.1 億ドルと 4.4 億ドルと推計され、家庭用ロボットと公共サービスロボットの伸びが加速している(図表 6、7)。駐車ロボット、スーパー用ロボットといった新たな場面での応用に伴い、2020 年のサービスロボットの市場規模は 40 億ドルを突破する見込み。

2017 年、中国のサービスロボット新設企業数は前年比 25.9% 増の 238 社で、伸び率は 2015 年にピーク値の 129.6% に達して以降、鈍化傾向にある。かかる中、EC の急成長に伴い、物流の自動化水準が向上し、2017 年の物流ロボットの販売量は 1.3 万台に達した。また、特許申請件数からみると、医療用ロボット分野のイノベーション活動が最も活発化しており、掃除ロボット、エンタテインメントロボットが続いている。

【図表6】中国サービスロボット販売額の推移



【図表7】2017年の中国サービスロボットの市場構成



特殊環境用ロボット: 初期段階にある

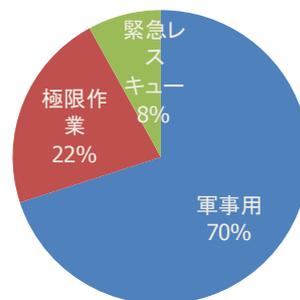
2018 年、中国の特殊環境用ロボットの市場規模は前年比 23.2% 増の 6.7 億ドルとなる見込みで、うち軍用、極限作業用とレスキューロボットの市場規模はそれぞれ 4.7 億ドル、1.5 億ドル、0.5 億ドルで、極限作業用ロボットの伸び率が最も高い。企業の安全生産意識の向上に伴い、危険な場所や環境で特殊環境用ロボットによって人の作業を代替することが増えており、2020 年の特殊環境用ロボットの市場規模は 10.7 億ドルに拡大すると予測される(図表 8、9)。

特殊環境用ロボットは応用場面が複雑で、資金や技術面でハードルが高く、研究開発(R&D)時間が長いといった特徴から、市場規模は安定的に成長しているが、全体的にみると未だ初期段階にある。中国政府は特殊環境用ロボットの技術 R&D を重視し、国家ハイテク研究発展計画(「863 計画」)、特殊環境下作業ロボット中核技術、深海中核技術・設備などの重点プロジェクトを通じて支援している。応用分野をみると、鉱難事故、火災救助から、反テロ・爆発物処理、極限環境作業、空中・水中検査などへ拡大している。

【図表8】中国特殊環境用ロボット販売額の推移



【図表9】2017年の中国特殊作業用ロボットの市場構成



II. 地域別の発展状況

長江デルタ地域: 産業チェーンの整備

長江デルタ地域の工業基盤は強く、ロボット市場の発展が早く、上海、昆山、無錫、常熟、徐州、南京を代表とする産業集積が形成した。産業チェーンの構築、市場ニーズ、イノベーションなどの面で全国の先頭を走っている。

① 産業規模

2017年、長江デルタ地域のロボット産業の売上高は103億元、平均営業利益率は14%に達し、全国的にみて中位水準にある(図表10)。国内最大のロボットR&D・生産基地として、産業用ロボットを主に、規模効果と先進的なソフト・ハードウェアの設計・生産能力によって、国内市場を獲得した。また、自動車製造、電子製造、食品包装などの応用市場は相当な規模を有し、生産性向上、労働強度の低減に対するロボットのニーズが強い。同地域の産業園区は従来のスマート設備産業にロボットを導入することで、スマート製造水準の向上に取り組んでいる。

② 産業構造

長江デルタ地域のロボット本体のR&D・生産企業の割合および平均基幹部品の国産化率は、全国の首位にあり、ハイエンド製品の収入の割合も全国の先頭に立つ。国内外大手企業の集中効果により、長江デルタ地域は減速機、コントロールシステム、ロボット本体、システムインテグレーションサービスに至る産業チェーンの各段階の価値向上に力を入れている。

③ 産業革新

長江デルタ地域の特許件数は昨年より増加し、江蘇省の申請件数が最も高く、浙江省と上海市が次いでいる。同地域のロボット産業の平均R&D投資が全国で高水準にあり、ハイテク企業数も他の地域を上回り、イノベーション能力が全国トップクラスである。

④ 産業集積

数多くの世界ロボット大手や国内大手は長江デルタ地域に本部またはR&Dセンターを設立しており、同地域のロボット産業の5社集中度(上位5社の占有率の累積)は45%に達している。長江デルタ地域は基幹部品の自主R&Dに力を入れ、応用市場が広い特徴によって、特色ある製品の普及に取り組んでいる。

⑤ 産業発展環境

長江デルタ地域には各種大学、ロボット設計研究所、国家級ロボット検測評定センターなどの科学研究機関が集中しており、ロボットの設計・開発・応用における研究が進んでいる。また、同地域の平均金融付加価値は京津冀地域に次ぐ全国2位となり、資本投資活動が活発で、ベンチャー企業の潜在的な成長力が大きい。

珠江デルタ地域: 応用市場が大きい

深セン、広州、佛山、東莞を代表とする珠江デルタ地域の産業集積は、イノベーションと影響力において全国トップクラスである。同地域に製造業企業が集中しており、電子製造、食品包装、陶磁器生産など労働集約型産業の集中により、中国で労働力が最も集中する地域である。コンピュータ数値制御、無人物流、自動化コントローラ、無人機などの分野で優位性を持ち、自主的知的財産権を有する地場企業を育成した。

① 産業規模

2017年、珠江デルタ地域のロボット産業の売上高は90.4億元、うち深センは55億元で半分以上を占めており、佛山、広州、東莞はそれぞれ15億元、15億元、5.4億元となっている。珠江デルタ地域の平均営業利益率は18%に達し、全国首位を維持する。同地域における製造業の規模が大きく、生産ラインの自動化・スマート化改造はロボット産業規模の拡大に良好な基礎を築いた。

【図表10】地域別ロボット産業の発展状況

	売上高(億元)	平均営業利益率	5社集中度
長江デルタ地域	103	14%	45%
珠江デルタ地域	90.4	18%	20%
京津冀地域	54.2	16%	20%
東北地域	72.3	14%	60%
中部地域	52	13%	34%
西部地域	42.2	10%	31%

② 産業構造

珠江デルタ地域のロボット本体の R&D・生産企業の割合は長江デルタと東北地域を下回り、ハイエンド製品の収入が占める割合は全国で中位水準にあるが、ロボット基幹部品の国産化率は全国トップクラスである。精密機器加工、電子設計、組立などで技術的優位性があり、基幹部品の技術研究や製品開発において自主的ブランド企業があり、産業チェーンが整備しつつ、基幹部品の国産化率が高い。

③ 産業革新

珠江デルタ地域の特許権申請は大学、科学研究機関や企業を主としており、生産ライン改造や自動化ソリューションに集中する。同地域のロボット産業における平均 R&D 投資の割合およびハイテク企業数は、長江デルタ地域に次ぐ全国 2 位となっている。システムインテグレーション、ソリューション提供を主とする業務開発を重視しており、ロボットと生産ラインの融合、サプライチェーン構築、顧客管理体系を巡って人力・物力を投入した。

④ 産業集積

ロボット本体設計・製造やシステムインテグレーションのスタートアップ企業や小型民営企業が数多く存在するため、珠江デルタ地域の 5 社集中度は 20% 前後と産業集中度が低い。基幹部品の国産化率は全国で中流水準にあり、一部の大手企業はコントロールシステムとサーボシステムの面で強い技術力を持っている。良好な創業・革新環境および活発な資本活動によって、珠江デルタ地域のスタートアップ企業の成長スピードが速い。

⑤ 産業発展環境

珠江デルタ地域は長江デルタ、京津冀地域に比べ、人的資源が不足、大半の科学研究機関は広州、深セン、東莞に集中し、大学の実験室、スマートロボット研究院、ロボット学院を主とする。珠江デルタ地域の金融付加価値は全国トップクラスで、関連投資ファンドの発展が速く、投資方式が多様化し、対象範囲が広く、ロボット産業に手厚い資金供給を行った。

京津冀地域:スマートロボットの発展

京津冀協働発展戦略が実施されて以降、北京・天津・河北はロボット産業チェーン、応用開発と政策環境において各自の優位性を発揮し、北京はスマートロボットの産業革新、天津はロボット部品生産、河北はシステムインテグレーションと特殊環境用ロボットの分野で特色ある企業が生まれている。

① 産業規模

2017年、京津冀地域のロボット産業の売上高は54.2億元で全国の中位水準にあり、平均営業利益率は16%で珠江デルタ地域に次ぐ。次世代情報技術や人口知能の推進により、スマートロボット産業の発展が好調で、京津冀3地はロボット産業園区やイノベーション基地を建設し、ベンチャー企業の育成に力を入れている。

② 産業構造

京津冀地域のロボット本体の R&D・生産企業の割合は他地域を下回るが、ハイエンド製品収入の割合は全国トップである。ソフト・情報サービス業は全国トップクラスを保ち、AI、クラウドコンピューティング、ビッグデータといった分野の新業態・新モデル・新技術が続出し、スマートロボットの発展を大きく促進した。京津冀地域のロボット産業の平均基幹部品の国産化率は全国で中流の水準にあり、一部重点企業は基幹部品の自主 R&D を実現したが、大半の部品はなお輸入に依存している。

③ 産業革新

京津冀地域のロボット特許権のうち、北京の申請件数が最も多く、同地域のロボット産業の平均 R&D 投資およびハイテク企業数は、全国で中の上の水準にある。有名な大学や科学研究院が集中するため、イノベーション能力の強い企業や製品が続出し、ハードウェアからソフトウェア、製品からサービスに至るまでのロボット産業チェーンが整備されている。

④産業集積

京津冀地域の5社集中度は20%で、産業集中度が低い。同地域のロボット企業はサービスロボットと特殊環境用ロボットに集中しており、AI、ビッグデータ、モバイルインターネット技術との融合を主に、ロボットの使用機能の多様化、顧客体験の向上に取り組んでいる。

⑤産業発展環境

京津冀地域のロボット関連科学研究機関数は25社以上で、スマートロボットのR&D、本体コントロール、基幹部品において一定の研究成果を上げた。同地域の平均金融付加価値は全国首位にあり、ベンチャーキャピタルによるスタートアップのロボット企業に対するエクイティ投資が活発で、技術、産業と資本が緊密に連携している。

Ⅲ. 今後の発展動向

①各地域の特性

中国のロボット産業の集積地域はそれぞれの資源を生かし、経済発展水準、工業基盤、市場成熟度、人材環境といった要素を通じて、差異化発展の体制を形成した。長江デルタ地域はロボット産業発展の先進地として、減速機、コントロールシステム、ロボット本体、システムインテグレーションサービスに至る産業チェーンが整備されており、技術蓄積や製品革新で全国の先頭に立つ。珠江デルタ地域は良好な応用市場によって、ロボットのシステムインテグレーションを重点に発展し、製造業のモデル転換・高度化を推進している。京津冀地域は人材環境、政策支援、金融環境が良好で、スマートロボットを主な発展方向として、AIといった新興技術のけん引力が強い。東北地域は産業用と特殊環境用ロボットの優位性を保持し、大手企業と科学研究機関は大量の中核技術や知的財産権を有している。中西部地域は後発ながら、国内外大手企業との連携を強化するほか、地方政府による政策・財政支持により、ロボット産業発展の先進地域との差が縮小しつつある。

②産業集積の形成

地方政府はロボットの本体製造、システムインテグレーション、部品生産など産業チェーンの各段階を巡り、ロボット産業園区や特色小鎮を建設し、有望なプロジェクトや企業を誘致した。また、国内外の大手企業と研究機関は強い資本力や専門性によって、小規模なスタートアップ企業の育成により、新たなロボット産業集積を構築することで、大型企業、研究機関と地方政府が協働する発展モデルを作り上げた。主な産業集積として、長江デルタ地域の上海交科松江科創園、昆山高新区ロボット産業園、珠江デルタ地域の中国(広東)ロボット集成创新中心、京津冀地域の国家火炬唐山ロボット特色産業基地、東北地域のハルビン南ロボット園区、中独瀋陽装備製造産業園、中部の洛陽ロボット智能装備産業園、蕪湖ロボット産業園、西部の重慶两江新区ロボット産業園などが挙げられる。

③新興分野への拡大

近年、製造業は構造調整や技術高度化に直面しており、自動化、デジタル化、スマート化の生産環境が必要とされ、生産・管理効率の向上が求められている。かかる中、産業用ロボットの応用分野が拡大しつつあり、自動車、電子、食品包装といった従来型分野から新エネルギー電池、環境保護設備、ハイエンド設備、生活用品、倉庫物流、電力網点検などの新たな分野へ参入している。中小型ロボット企業は、太陽光発電用ガラス加工、電力網点検、メガネレンズ研磨などの業務でコストパフォーマンスが良い関連製品・サービスを打ち出し、これら労働集約型産業に存在する雇用難、人件費が高い、人材流失率が高いなどの問題を解決した。

④産業用ロボットの人材育成

近年、中国ロボット企業と研究機関はロボット技術研究や本体研究における人材育成と誘致を強化し、ハードウェアと技術水準が向上したが、デバック、メンテナンス、運営管理など応用型人材の育成が依然として不足している。現在、応用型ロボット人材は20万人が不足し、年20%~30%のペースで増加している。専門学校による人材育成体制は今後の市場需要に応えられず、政府、企業、教育機関、第三者業界組織などが共同で応用型ロボット人材の育成に取り組むことが必要である。

⑤スマートロボットの多様化

近年、音声認識、視覚検査、HCI(Human Computer Interaction、人とコンピュータの相互作用)に代表されるAI技術の進歩により、スマートロボットの機能が多様化し、応用分野が拡大しており、中国のロボット産業の新たな成長点となっている。2020年の中国のスマートロボット産業規模は25億ドルに達すると見込まれている。スマートロボットの代表企業として、産業用の埃斯顿(ESTUN)、埃夫特(EFFORT)、博实股份(BOSHI)、サービス用の康力優蘭(CANBOT)、科沃斯(ECOVRCES)、安翰医療(ANKON)、大疆(DJI)、納恩博(ninebot)、特殊環境用のGQY、新松(SIASUN)などが挙げられる。

ロボットは製造業の最先端分野として、国のイノベーション能力と産業競争力を反映しており、グローバル的な次世代科学技術と産業革命の切り口となっている。「インダストリー4.0」や「中国製造2025」などの産業政策を受け、中国のロボット産業は高速成長期にあり、今後3年間、15%以上の伸び率を維持すると見込まれる。ロボット産業はAI、ブロックチェーン、ビッグデータ、IoTなどの技術と深く融合することで、デジタル化、インターネット化、スマート化の方向へ発展することが予想される。

中央政府による支援策の公布を背景に、地方政府は各自の優位産業を中心に、発展方向と産業規模を明確にし、産業集積の育成に注力しながら、ロボット企業向けに応用面の補助金政策を打ち出している。ロボット産業チェーンが整備しつつあり、基幹部品の国産化率が向上し、一部の分野で優位性を持つ製品が出始めている。また、企業買収や投資活動の活発化、ベンチャー企業の誕生を背景に、応用モデルの革新および新興分野への拡大が加速している。一方、基幹部品の輸入依存、企業収益力の低下、技術成果転化率の低さといった問題が依然として存在しており、支援策の規範化、産業指導基金の設立、自主革新能力の強化、国際交流協力の促進、産業標準・検測認証体系の整備などに取り組んでいく必要がある。

MUFG バンク(中国) 中国投資銀行部
中国調査室 孫元捷

人事労務コンサルティング情報 / 中智上海

客観的状況の重大な変化に関する Q&A～

『労働契約法』第四十条三項には、労働契約締結時に依拠した客観的状況に重大な変化が生じた場合、…労働契約を解除することが出来る、と規定しています。ここに規定する「客観的状況」とは、一般的に使用者と労働者の間で労働関係が成立した時点の客観的状況を指します。例えば、職位、労働条件、勤務地等がそれにあたります。「重大な変化」とは、これら「客観的状況」の変化により、もとの労働契約の履行に重大な支障が生じたり継続が出来なくなった場合を指します。それでは、具体的にどのようなケースが「客観的状況の重大な変化」にあたるのか？どのように証明すればよいのか？会員企業からの質問をもとに検討してみましょう。

I. 部署を廃止するにあたり、会社と従業員が協議したが新たな部署を提供せずに労働契約を解除した場合、違法解除になりますか？

部署の廃止は、一般的によく「客観的な状況に重大な変化が生じた」場合とされるケースの一つです。ここで「客観的状況」とは、不可抗力や、労働契約の全部または一部が履行できないその他の状況が生じた場合を指します。実務においては、一般的に企業の移転、部署や部門のリストラと廃止、企業の合併、資産譲渡等の状況が含まれます。

労働契約法の第四十条三項には、労働契約締結時に依拠した客観的状況に重大な変化が生じ、労働契約の履行が不可能になり、使用者と労働者が協議を経ても労働契約内容の変更について合意に達しない場合、使用者は、30日前までに労働者本人に書面形式で通知するか、又は規定額外に労働者に対して1ヶ月分の賃金を支払って労働契約を解除することが出来る、と規定しています。

したがって、上記の様な状況が生じた場合、法律は明確に企業に対して一方的に労働契約を解除する権利を付与しています。しかし同時に、二つの条件に限定しています。第一の条件は、客観的状況の重大な変化により、もとの労働契約を履行する事ができなくなり、かつ客観的な状況の変化と履行不能との間に直接的な因果関係が認められることです。第二の条件は、使用者と労働者が協議を経ても労働契約内容の変更について合意に達しない場合ですが、実際には再度労働者に対して仕事の機会を与えるほうが、より労使関係の安定に資するといえます。

我々のアドバイスとして、第一点は、客観的状況に重大な変化が生じ、ものと労働契約が履行できない場合、使用者は労働契約を一方的に解除する前に、労働契約内容の変更を協議し、労働者に対して再度仕事の機会を与えるべきです。この変更の協議には、勤務部署、勤務地、勤務内容等が含まれます。第二点は、協議の過程においては必ず書面による証拠を保存し、関係書類や録音録画等の協議過程の証拠を適切に保管しなければなりません。

II. 会社の経営構造の調整により、「客観的状況の重大な変化」があったことの証明はどの様にすればよいのでしょうか？

我々の経験に基づくと、労働紛争における証明の観点からは、会社の経営構造の調整により「客観的状況の重大な変化」が生じたことの主な証拠資料として下記のもの該当します。但し、これらに限定されるものではありません。

(一) 経営構造調整の背景資料

会社は審査部門に対して関係資料を自ら提出することができますが、それらの資料の種類は、会社の経営構造調整の客観性と合理性を証明するのに役立つ限りにおいて、提出することができます。いくつかの裁判所では、近年、財務諸表及び業界分析レポートの提出を要求しています。これらの資料は、経営構造の調整と

「客観的状況の重大な変化」が生じたことの補助的証明資料となる可能性が高いといえます。

(二) 経営構造調整を決定した文書と公告等

会社が経営構造を調整するには、常に一定の決定に基づきます。会社の種類や内部統制の仕組み、会社の定款により、意思決定の文書には、株主総会決議や董事会決議、総経理事業会議の議事録等が該当します。グローバル企業で本社や本部が海外にあり、世界的な不景気が原因で経営構造を調整する場合、海外本部の公告やグローバルCEOの公式コメントの公布、全従業員に向けて送信したメール等も重要な証拠となります。当然に外国の証拠資料は、裁判所の指定する翻訳機関で翻訳し、公証、認証を行う必要があります。

(三) 経営構造調整の手続き文書

調整の決定後に、工会(労働組合)に対する意見聴取を実施する必要があり、経営構造調整の手続き文書には、会社の部署調整や従業員の配置計画、従業員との労働契約解除に関して工会に意見を求める通知と工会からの意見文書等が含まれます。もし会社に工会を設立していない場合、上級工会の意見でも証拠資料とすることができます。

(四) 経営構造の調整により労働契約を解除した従業員に関する証拠資料

通常の証拠方法(通知書や電子メール)のほか、微信やQQ等のSNSの会話記録、携帯電話のショートメールや電話の録音も補助的な証拠となり得ます。

❖ 中国主要都市の政策速達

四川省《企業従業員基本養老保険の収支管理の問題に関する通知》

2018年8月2日、四川省政府弁公庁は、《企業従業員基本養老保険の収支管理の問題に関する通知》を公布した。《通知》によると、四川省は2018年から2021年まで、各年度の従業員養老保険料納付基数の下限を順に、全省都市非私営単位の在職従業員平均賃金の45%、50%、55%と60%に調整する。

広東省《2018年度我が省の労災障害手当の調整に関する通知》

2018年8月12日、広東省人力資源社会保障庁は、《2018年度我が省の労災障害手当の調整に関する通知》を公布した。《通知》によると、調整の対象者は2017年12月31日以前(当日を含む)に既に障害手当を受領済みで、2018年1月1日以降も障害手当の条件に符合する一級から四級の労災障害者とする。調整率は、2017年全省平均月額障害手当の6.5%前後で確定する。調整時期は2018年1月1日からとする。

当資料は情報提供のみを目的として、中智上海によって作成されたものであり、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

中智上海経済技術合作有限公司 中智日本企業倶楽部・智櫻会

グローバルにリードする人的資源総合サービスサプライヤーである中智は1987年、中央政府管理下の国有重点骨幹企業として設立されました。国内外に126社の支社機構を有し、76の国または地域で経済技術及び人材提携を展開しています。中智では現在、世界500強企業239社傘下の1057社や中国500強企業148社傘下の611社を含む全世界の企業7.6万社の企業やそこで勤めている202万名以上の中堅、上級技術者や管理者及び従業員へ人的資源の専門的サービスを提供しています。日系企業向けのサービスには中智日企倶楽部・智櫻会・中智日本サービスセンター・HR法務センターがあり、人事労務法務最新情報発信及びコンサル、人事アウトソーシング、日系企業の交流会等を提供しています。

君合の中国法コラム

民事訴訟時効制度の改正及びその適用について

2017年3月15日、民事に関する基本原則を定めた『民法総則』が全国人民代表大会(以下、「全人代」という)において可決され、2017年10月1日より施行が開始された。『民法総則』は1987年から適用されてきた『民法通則』¹の規定を大幅に改正したものとなっており、なかでも最も注目を集めたのは、裁判所に権利保護のための訴えを提起できる訴訟時効の期間が、原則2年から原則3年へ延長された点であり、このことは経営者や法律家の間で大きな議論を巻き起こした。本稿では、『民法総則』及び2018年7月18日に最高人民法院が公布した『中華人民共和国民法総則』の訴訟時効制度の適用における若干の問題に関する解釈(以下『訴訟時効制度適用解釈』という)を踏まえて、『民法総則』における時効制度の改正点及び適用にあたってのポイントを解説する。

I. 『民法総則』における訴訟時効制度の改正

『民法総則』は、訴訟時効制度のうち、時効期間、起算点、中断事由、停止事由等について、『民法通則』の規定を改正した。主な改正内容は下表の通りである。

改正内容	民法通則	民法総則	
一般的な時効期間	2年(第135条)	3年(第188条)	
特殊な訴訟時効期間	短期時効	1年(第136条) ²	規定なし
	その他	他の法律に別段の規定がある場合は当該規定に従う。(第135条)	同左(第188条)
起算点	訴訟時効期間は、権利者が権利の侵害を知った時、または知り得た時から起算する。(第137条)	左記のほかに、「権利者が義務者を知った時、または知り得た時」という要件が追加された。(第188条)	
停止 ³ 事由	訴訟時効期間の満了前6ヶ月以内の間に、権利者が不可抗力またはその他の障碍により請求権を行使できない場合(第139条)	左記のほかに、①民事行為無能力者または民事行為制限能力者に法定代理人がないとき。法定代理人が死亡したとき。法定代理人が民事行為能力または代理権を喪失したとき、②相続の開始後、相続人または遺産管理人が確定していないとき、③権利者が義務者またはその他の者によって支配されているとき、が追加された。 ⁴ (第194条)	
中断 ⁵ 事由	訴訟時効は、①訴えの提起、②債務者に対する履行の請求、③	左記の他、①仲裁の申立て、②訴えの提起または仲裁の申立てと同等の効力を有するその他の事由	

¹ 2009年に部分的な改正が行われた。

² 『民法通則』では、①身体に傷害を受けたことを理由とする賠償請求の場合、②不良品を販売し、声明を出していない場合、③賃料の延滞、支払拒絶の場合、④寄託物の滅失・毀損の場合においては、訴訟時効期間を1年としている。

³ 「停止(中国語:中止)」とは、訴訟時効が法定事由により一旦停止し、当該停止事由の終了後、一定期間(『民法総則』には6ヶ月間と定める)が経過するまで、時効の完成を猶予する制度である。

⁴ 追加された停止事由は、『民法総則』が初出ではなく、1988年4月2日に施行された「最高人民法院による『中華人民共和国民法通則』の徹底的な執行をめぐる若干の問題に関する意見(試行)」及び2008年9月1日に施行された「最高人民法院による民事事件の審理における訴訟時効制度の適用をめぐる若干の問題に関する規定」に関連する条項が設けられている。

⁵ 「中断」とは、訴訟時効の進行を中断し、中断事由の終了した時から改めて時効の進行を始める制度である。

	債務者による履行の承諾により中断する。(第140条)	が追加された。(第195条)
--	----------------------------	----------------

II. 改正後の訴訟時効制度の適用

全人代常務委員会の李建国副委員長は、第12期全人代第5回会議において、人民代表に対して『民法総則』についての説明6を行った。当該説明の内容によると、『民法総則』草案の可決後も、『民法通則』は引き続き有効であり、『民法総則』と『民法通則』に抵触する場合、新法は旧法に優先するという原則に基づき、『民法総則』の規定が適用される。上記の李建国副委員長の説明においては、改正内容の具体的な適用ルールについて触れられていないが、適用ルールのうち訴訟時効制度については、2018年7月18日に最高人民法院が公布した『訴訟時効制度適用解釈』において具体的に規定されており、この中でも遡及性に係る内容は、改正後の訴訟時効制度の適用ルールにおける重要なポイントである。

『訴訟時効制度適用解釈』の本文は5条からなり、この第1～3条によると、『民法総則』の施行日(2017年10月1日)を境として、以下のとおり定められている。

- 施行日より前に、『民法通則』に定める2年または1年の訴訟時効期間が既に満了している場合、当事者が『民事総則』に定める3年間の訴訟時効期間の適用を主張したとしても、人民法院はこれを支持しない。
- 施行日時点において、『民法通則』に定める2年または1年の時効期間が満了していない場合、当事者が『民事総則』に定める3年間の訴訟時効期間の適用を主張したとき、人民法院はこれを支持する。
- 施行日以降に、訴訟時効期間を起算する場合、『民事総則』に定める3年間の訴訟時効期間を適用するものとし、当事者が『民事通則』に定める2年または1年の訴訟時効期間を主張したとしても、人民法院はこれを支持しない。

III. まとめ

訴訟時効制度は、会社の債権の回収と密接に関係しているため、企業の管理者は、顧客ごとの債権残高を適時に把握するとともに、訴訟時効制度の改正内容に応じて、債権の種類ごとに適用される訴訟時効期間を把握しておく必要がある。企業の債権回収担当者は、定期的に元帳の更新を行って、債権回収が順調に行われているかをチェックし、必要に応じて催告を行うこと等を通じて、適切な債権管理を行うことが重要であると考える。

当資料は情報提供のみを目的として、君合律師事務所によって作成されたものであり、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

謝均 君合律師事務所パートナー

君合律師事務所は中国、海外に事務所を持つ中国最大級の事務所で、国際法律連盟(ILASA)より連続で中国のベスト弁護士事務所金賞に選ばれている。謝均弁護士は、一橋大学法学研究院にて法学修士を取得後、日本の法律事務所勤務を経て2015年5月から君合律師事務所へ転籍。外商投資、再編撤退、労務管理、M&Aの分野に強い。



⁶ 当該説明の具体的な内容についてはhttp://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-03/09/content_2013899.htmをご参照ください。

三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2018年8月)

- ニュースフォーカス No.11 2018
広東省・マカオ協力枠組み協定における 2018 年の作業要点を発表
http://rmb.bk.mufig.jp/files/topics/809_ext_02_0.pdf
業務開発室
- MUFG BK 中国月報 第 151 号 (2018 年 9 月)
<https://count.bk.mufig.jp/c/Ccl0jl6bon7nsnH6b2c8bdaIid0jl7672cv0h>
国際業務部
- MUFG BK CHINA WEEKLY 2018/8/22
<https://count.bk.mufig.jp/c/Ccl0jl7dz0tb45H296d7c5fIid0jl7e0nt319>
国際業務部
- MUFG BK CHINA WEEKLY 2018/8/29
<https://count.bk.mufig.jp/c/Ccl0jlhcnfiqfwH3343ca9eIid0jlhpc2nhys>
国際業務部
- 経済レビュー
MSCI 組み入れを機に加速する中国の株式市場の開放と求められる改革
https://Reports.mufigsha.com/File/pdf_file/info005/info005_20180802_001.pdf
経済調査室

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全て顧客御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

MUFG バンク(中国) 有限公司 中国投資銀行部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階 照会先: 石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214